

下水道・浄化槽による トイレの水洗化を推進しています

町では、平成17年度から下水道の利用を開始しています。今年度も発足地区の整備をしており、これまでの利用戸数は全体で1,457戸で、計画の約73%となっています。

下水道は利用開始となってから3年以内に接続することと下水道法で定められており、生活環境の改善や川・海などの貴重な水環境への負担軽減にもなりますので、下水道計画区域内の地域にお住まいで、まだ利用されていない方は、速やかに接続をお願いします。なお、3年以内に下水道へ接続される方には、助成制度があります。

また、下水道計画区域以外の地域にお住まいの方には、浄化槽の利用を推進しています。浄化槽は下水道と同じように、生活環境の改善や川・海などの水環境への負担を軽減することができます。昨年度までに75戸で浄化槽が設置され、清潔で快適な水洗トイレを使用しています。

〔浄化槽の設置について〕

浄化槽については、設置工事費と排水設備工事費の一部を助成しています。ここでは設置工事費の助成について説明します。補助に関する要件は次のとおりとなっていますので、ご利用ください。

【浄化槽設置補助の要件】

- 住宅としての建物に設置されるものであること。
- 補助対象となる浄化槽は10人槽以下であること。
- 住宅の所有者が個人で共和町住民として居住しているか、転入後も引き続き5年以上町に住所を有することが確実であること。
- 公共下水道の事業計画区域以外であること。
- 浄化槽法に基づく届け出の承認、又は建築基準法に基づく確認申請が許可されていること。
- 町税及び水道使用料など、町に納めるべき各種使用料等の滞納がないこと。
- 浄化槽の使用開始後は、保守点検、清掃及び法定検査等、保守点検業務を行う町の指定事業者による維持管理を行うこと。

その他、細かい要件もありますので、役場上下水道課下水道事務係にご確認ください。



【浄化槽設置補助金の額】

浄化槽の本体設置工事費のおおむね50%の額（万円未満切り捨て）を補助します。ただし、人槽別の限度額は右表のとおりです。

排水設備の助成制度については、役場上下水道課下水道事務係（内線241）までお問い合わせください。

人槽区分	補助金限度額	人槽の算定
5人槽	550,000円	延べ床面積が130㎡以下
7人槽	670,000円	延べ床面積が130㎡超
10人槽	920,000円	2世帯住宅

利用者 の 声

今年、浄化槽・下水道を設置された方に
感想をお聞きしました。

☆6月に浄化槽を設置

「浄化槽設置前は、簡易水洗でしたが、家族も多かったのが汲み取りが月3回になることもあり、冬期間は外の便槽を確認するのも大変で、不便を感じていました。また、昨年浄化槽を設置した知り合いから良いものだと聞いて設置することにしました。

設置してみると、内装も直したこともあり、以前より使い勝手が良くなりました。」



☆8月に下水道に接続

「知り合いで接続した話を聞いて、わが家でもと思ったのがきっかけです。夏場は多少なりとも臭いがしていたのですが、接続してからは臭いを気にするようなこともなく、満足しています。

下水道の利用には、油類や野菜くずなどを流さないように気を付けています。」